

【 画像診断 】

１６１ 狭心症、心筋梗塞に対する冠動脈ＣＴ撮影又はＭＲＩ撮影の算定について

《令和６年５月３１日》

○ 取扱い

次の傷病名に対する冠動脈ＣＴ撮影又は磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）の算定は、原則として認められる。

- (1) 狭心症
- (2) 心筋梗塞

○ 取扱いを作成した根拠等

狭心症や心筋梗塞に対して、冠動脈ＣＴ撮影は、冠動脈の描出、冠動脈石灰化の定量、プラーク形成の評価などの目的で、磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）は、心形態及び心機能の評価や心筋 viability の評価などの目的で、非侵襲的な検査として広く行われている。

以上のことから、狭心症、心筋梗塞に対する冠動脈ＣＴ撮影又は磁気共鳴コンピューター断層撮影（ＭＲＩ撮影）の算定は、原則として認められると判断した。